

【議題 2 説明資料】

川越市子ども家庭総合支援拠点について

子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」とします。）は、児童福祉法第 10 条に規定された市町村の業務を行うに当たり、同法第 10 条の 2 に「児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点」とされております。整備は努力義務でございますが、平成 30 年の目黒区での女児虐待死亡事案を契機に、市区町村を中心とした在宅支援の強化を図ることを目的として、国は令和 4 年度までに全国の市区町村に設置することを目標に掲げております。

本市の支援拠点は、令和 4 年 4 月 1 日の運営開始に向け準備中であり、内容については【資料 2-1】及び【資料 2-2】に示させていただいておりますが、国の『『市区町村こども家庭総合支援拠点』設置運営要綱』（以下、国要綱とします。）に基づいた運営を実施する予定でございます。

支援拠点は新たな施設の設置ではなく、「機能の設置」となっております。また、国要綱に示されている業務内容は、本市をはじめ、ほとんどの市区町村ですでに実施されているものであり、専門職の配置等により業務の質の向上が求められております。本市においても、新たに心理担当支援員が配置されることから、子育て相談や児童虐待の対応等に際し、より専門性を持って支援できるものと考えております。

運営開始に当たっては、こども家庭課に「機能の設置」がなされるものであり、これまで周知してきた相談窓口の体制を極力変更することなく、継続的な支援に努めることで、相談者の期待に応えられるような相談業務に取り組んでまいりたいと考えております。また、運営開始後、心理職の配置により強化された専門性を活用する事業の実施や、拠点の機能の更なる強化、支援の中で抽出された課題に対応する事業の推進等について検討してまいりたいと考えております。

川越市子ども家庭総合支援拠点については、以上の考えをもって設置運営してまいりたいと考えておりますので、ご報告申し上げます。